

〇● 暮らしの安心・安全ネット・いろいろ情報便 ●〇

京都府消費生活安全センター（2月13日第819号）

1. 京都府消費生活安全センターからのお知らせ

- ・食品による子どもの窒息に注意！
- ・引っ越しトラブルに注意！

2. 京都府警察本部からのお知らせ

- ・不審な訪問者に注意!!

3. 国民生活センターからのお知らせ

- ・テレビショッピングではテレビ広告以外の情報もしっかり確認
- ・電気・ガスの契約トラブルにご注意！～ウォーターサーバーのレンタルなど、電気・ガス以外のサービスを勧誘されるケースも～
- ・引越トラブルにご注意

4. 消費者庁からのお知らせ

- ・ウェブサイト上で信頼できる電気工事業者かのように表示した上、不要な電気工事を実施し、料金を請求する電気工事業者に関する注意喚起
-

1. 京都府消費生活安全センターからのお知らせ

(1) 食品による子どもの窒息に注意！

子どもが球形チーズを喉に詰まらせる事故が発生しています。

「丸いつるっとしたもの」など窒息につながりやすい食品には注意が必要です。

食事の際は小さく切り分けたり、少しずつよく噛んで食べさせましょう。

<詳細>国民生活センターWEB サイト

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20241220_1.html

(2) 引っ越しトラブルに注意！

「荷物の運びだし時に壁に傷が付いた」、「追加費用を請求された」等の相談が寄せられています。

見積書や契約内容を読み、疑問点は必ず事前に確認しましょう。

傷や故障のトラブルに備えて、引越前後の部屋の状況を写真等で記録しましょう。

<詳細>国民生活センターWEB サイト

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20260204_1.html



2. 京都府警察からのお知らせ ～不審な訪問者に注意!!～

警察に、不審な訪問に関する相談が寄せられています。強盗や窃盗、詐欺等の犯罪の下見かもしれません。悪質な不審な訪問を受けた場合は、警察へ通報してください！

【不審な訪問業者等の例】

買取業者、点検修理業者、リフォーム業者、訪問販売業者、ニセ行政職員、ニセ警察官 など

【犯罪被害に遭わないための3つのポイント】

1,ドアは開けずに対応

ドアを開けずに、インターフォンやドアスコープ越しに確認し、対応不要なら帰るように伝えましょう

2,訪問者の身分を確認

身分証などで確認できたら、メモを取り、身分確認ができてでも安易に室内に入れないようにしましょう

3,不審点をチェック

- ・招いていないのに室内に上がり込む
- ・室内を写真撮影しようとする
- ・預金額の確認、金銭の要求
- ・強引に上がり込み、断っても帰らない

<詳細>京すぐメール（京都府警察本部生活安全企画課）

<https://plus.sugumail.com/usr/kyotopolice/doc/1124414>



3. 国民生活センターからのお知らせ

- ・テレビショッピングではテレビ広告以外の情報もしっかり確認

https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen535.html

- ・電気・ガスの契約トラブルにご注意！～ウォーターサーバーのレンタルなど、電気・ガス以外のサービスを勧誘されるケースも～

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20260210_1.html

- ・引越トラブルにご注意

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20260204_1.html



4. 消費者庁からのお知らせ

ウェブサイト上で信頼できる電気工事業者かのように表示した上、不要な電気工事を実施し、料金を請求する電気工事業者に関する注意喚起

令和6年12月以降、電気のトラブルが生じた消費者が、インターネット検索で見つけた電気工事業者に復旧を依頼したところ、同事業者に不要な電気工事を実施され、数十万円の料金を請求された、という相談が各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、新日本電工と称する事業者(以下「本件事業者」といいます。)が、消費者の利益を不当に害する等のおそれがある行為(虚偽・誇大な広告・表示及び不実告知)を行っていたことを確認したため、消費者安全法(平成21年法律第50号)第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

<詳細>消費者庁 WEB サイト

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/045076/index.html>

=====
いろいろ情報便では、会員の皆さんが発信される情報も提供したいと考えております。
団体に寄せられた相談事例や消費生活に関する講座の開催情報もぜひご提供ください。
その他、いろいろ情報便等に関するご意見・ご要望もお待ちしております。

京都くらしの安心・安全ネットワーク

(事務局：京都府消費生活安全センター)

情報の提供やご意見・お問い合わせは…

TEL：075-671-0030

FAX：075-671-0016

E-mail:kyo-shohisen@pref.kyoto.lg.jp

☆☆ 消費者ホットライン 188(いやや) 泣き寝入り ☆☆

「消費者ホットライン」は、消費生活相談の全国共通の電話番号です。

上記の電話番号にかけると、最寄りの消費生活センターへつながります。

=====